

一般旅券引換書

重要 この用紙及び有効中の旅券を所持している方は旅券を持参しないと受け取れません。
本人以外は受け取れません。受取場所の変更はできません。

1 受取開始予定日：



要有効
旅券

前回
未交付

2 手数料 通常申請
前回未交付失効の場合

3 受取場所 千葉県旅券事務所 19 番窓口
千葉市中央区新町 1000 番地 センティアー4 階
☎043 (238) 5711

千葉県「ハズレ」(トップページ)にて、千葉県旅券事務所
からのお知らせをご確認ください。



4 受取時間 月曜日・水曜日・金曜日・日曜日：午前9時～午後4時30分
火曜日・木曜日：午前9時～午後6時30分
※土曜日・祝日・振替休日及び年末年始は休みです。(日曜日のみ祝日でも受取可)

◆ 留意点
・旅券法第18条第1項第2号の規定により「発行の日」から6か月以内に受領しないと旅券は失効します。(受取開始日から6か月ではないのでご注意ください。)
・前回未交付後5年以内に再度申請を行う場合は、旅券法第20条第2項の規定により、別途手数料が徴されることになりますので、必ず受領してください。

一般旅券受領証			
千葉県知事 様		令和 年 月 日	
旅券名義人氏名			
通常申請			
千葉県収入証紙		収入印紙	
千葉県収入証紙	証紙	収入印紙	日本印紙
	証紙	日本印紙	日本印紙
		ここに貼ってください	ここに貼ってください
前回未交付失効の場合は、以下の欄にも貼付してください。			
千葉県収入証紙		収入印紙	
千葉県収入証紙	証紙	収入印紙	印紙

証紙・印紙に割印はしないでください。

受理番号

000 千葉本庁

〇〇〇〇〇〇〇〇 — 〇

黄色部分の8桁の
番号を入力します。